

**令和8年度 ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業  
牧之原市地域公共交通計画等策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領**

この要領は、牧之原市地域公共交通計画等策定業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものである。

計画期間：牧之原市地域公共交通計画 令和9年度から令和12年度までの4年間

**1 業務の概要**

(1) 業務名称

令和8年度 ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業 牧之原市地域公共交通計画等策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業 牧之原市地域公共交通計画等策定業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 契約（履行）期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 見積限度額

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

本事業の経費は、上記の金額内で提案すること。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(6) 支払い方法

完了払い（事業完了後、請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う）

**2 スケジュール**

実施時期	実施内容	
令和8年5月13日(水)	プロポーザル公募開始	市ホームページ
令和8年5月25日(月)	質問書の提出期限	
令和8年6月2日(火)	質問書に対する回答	市ホームページ
令和8年6月2日(火)	参加意向申出書の提出期限	午後5時まで
令和8年6月12日(金)	企画提案書の提出期限	午後5時まで
令和8年6月25日(木)	書類審査の結果通知	6者以上の場合
令和8年7月6日(月)	プレゼンテーション審査	時間は後日通知
令和8年7月10日(金)	プレゼンテーションの結果通知	委託事業者内定
令和8年7月中旬	仕様内容など協議	最優秀提案者
令和8年7月中旬	契約締結、業務開始	

※各実施日については、事務の都合等により変更する可能性がある。

### 3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加する者に必要な資格による審査の結果、当該年度の入札参加資格者名簿に登載され、かつ、当該業務委託に対応するとして定めた種目について登録が認められた者(以下「名簿登録者」という。)
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)に基づく建設コンサルタント登録「都市計画及び地方計画」部門を受けている者。
- (4) プロポーザル方式への参加申込期限の日から受託候補者の特定の日までにおいて、牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団(牧之原市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 18 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条例第 2 号に規定する暴力団員又は第 3 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

### 4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書などの作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出書類  
質問書(様式第 1 号)
- (2) 受付期間  
令和 8 年 5 月 13 日(水)から令和 8 年 5 月 25 日(月) 午後 5 時まで
- (3) 提出方法  
電子メールによる提出のみ  
※件名「牧之原市地域公共交通計画等策定業務委託に関する質問」
- (4) 回答  
令和 8 年 6 月 2 日(火)午後 5 時までに、全ての質問者に対し、電子メールで回答するとともに、牧之原市ホームページで公表する(事業者名は非公表)。

### 5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、事前に次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類  
参加意向申出書(様式第 2 号)
- (2) 提出期限  
令和 8 年 6 月 2 日(火) 午後 5 時まで

### (3) 提出方法

持参または郵送による紙媒体及び電子メールによる電子媒体の両方を提出すること。

### (4) 入札参加資格申請

牧之原市の入札参加資格の登録がない提案者は、あらかじめ下記により当該入札参加 資格申請の手続きを行うこと。

#### ア 提出場所

〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地 牧之原市役所(相良庁舎) 1 階  
総務部管理検査課

※プロポーザル参加申込書の提出先と異なるため注意すること。

#### イ 様式及び提出方法

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書(物品等の製造・販売、役務の提供等)
- ② 営業所一覧表
- ③ 登録証明書等(写)
- ④ 商業登記簿謄本(写)…発行後 3 か月以内のもの。法人に限る。
- ⑤ 財務諸表…直近 1 年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び変動計算書
- ⑥ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写)
- ⑦ 委任状…支店、営業所などへ委任を必要とする場合
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書

牧之原市ホームページ

「令和 7 (2025) ・ 8 (2026) 年度入札参加資格申請書(物品 等の製造・販売、役務の提供等)」を参照

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/3/55424.html>

## 6 企画提案書の提出

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書に基づき、提案者の特色を生かした創意工夫のある提案をすること。

### (1) 作成要領

#### ア 書式等

- ① 用紙サイズは A 4 判 (縦・横任意。ただし、すべて同じ向きとする。) とする。
- ② 企画提案書は、20 ページ以内 (表紙、目次は除く) で作成し、文字サイズは 11 ポイント以上とすること。
- ③ 提案書の作成に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によること。
- ④ 提案内容は、わかりやすい表現で簡潔に説明すること。
- ⑤ 文字を保管するためにイラスト、イメージ図等を使用してもよい。
- ⑥ 専門用語等を使用する場合は、提案書の欄外への説明や用語集を作成してわかりやすく説明すること。なお、用語集は企画提案書のページに含めるものとする。
- ⑦ 表紙タイトルに業務名「令和 8 年度 牧之原市地域公共交通計画等策定等業務委託」を記載すること。

- ⑧ 提案書内に会社名が特定される記号等を記載してはならない。

イ 記載項目

- ① 本業務の実施方針  
本業務の目的、基本方針及び本市の現状と課題等を踏まえ、提案の考え方、提案の概要及び特徴を記載すること。
- ② 実施体制  
本業務に係る本市及び提案者の役割分担や体制について記載すること。
- ③ スケジュール  
本業務を円滑に遂行するための工程表を作成すること。
- ④ 特定テーマ  
次に掲げる特定テーマを具体的に記載する。

	テーマ名	内容
テーマ 1	牧之原市地域公共交通計画の全体構成	現在の市の公共交通ネットワークの課題を把握し、関連計画や上位計画を反映した計画の全体構成を提案する。
テーマ 2	富士山型ネットワークシミュレーション調査の実施方針	最適な富士山型ネットワークを描くために、どのような視点のシミュレーション調査が必要か提案する。
テーマ 3	牧之原市の将来構想を見据えた公共交通ネットワークの方向性	市の人口減少や高齢化、今後予定する開発事業者や学校再編等を見据え、実現可能な富士山型ネットワーク案を提案する。

(2) 提出書類

	書類一覧	様式	提出部数
ア	企画提案書	様式第3号	10部（会社名を抜いたもの）
イ	企画提案書等の取扱いに関する回答書	様式第4号	1部
ウ	実績を証する書類	様式第5号	1部
エ	見積書及び積算内訳	任意様式	人工や単価等の内訳書添付
オ	その他、添付資料	会社パンフレット等	

(3) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参または郵送による紙媒体及び電子メールによる電子媒体の両方を提出すること。

## 7 選考方法

### (1) 書類審査

ア 提案者が6者以上あった場合は、選定委員会による書類審査により決定した上位5者のみプレゼンテーション審査を行う。

イ 全ての参加者に、書類審査結果通知書を令和8年6月25日（木）までに電子メールで通知する。

ウ 選定結果等についての問い合わせには応じない。

### (2) プレゼンテーション

書類審査通過者に対し、企画提案書の提案内容についてプレゼンテーションを実施する。

ア 開催日

令和8年7月6日（月） ※時間は書類審査通過者のみに別途通知する。

イ 会場

書類審査通過者のみに別途通知する。

ウ 実施方法

① プレゼンテーションにおける時間配分は30分以内とする。（説明20分（準備含む）、質疑応答10分）

② 出席者は5名以内とし、説明者は本業務の担当者とする。

③ 説明用のパソコンは提案者が用意し、プロジェクター、接続ケーブル及びブスクリーンは本市が用意する。

④ 企画提案説明後、内容に対する質疑応答を行う。

⑤ プレゼンテーション時における資料の追加は認めない。

⑥ 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。

エ 評価者

牧之原市地域公共交通計画等策定業務委託業者選定委員会が審査を行い選定する。

## 8 評価方法等

### (1) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別表「評価基準」に基づいて評価する。

### (2) 受託候補者及び次点者の選定

ア 受託候補者は、出席委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い提案者に決する。1位が同数のときは、各評価委員の評価点の総得点が最も多い提案者を受託候補者として選定する。各評価委員の総得点も同点の場合は、評価委員会の委員長が決することとする。

イ 提案者が1者しかなかった場合においても、評価委員会に出席している評価委員による採点を行った上、提案者の資質、提案書類の内容等を総合的に判断し、受託候補者の適否を決定することとする。

ウ 提案者が1者の場合を除いては、原則次点者を決定することとし、受託候補者の選定と同様の方法で選定する。

エ 最低必要点数は総得点の60%以上とし、これに満たない提案者は、受託候補者及び次点者に選定しないこととする。

## 9 受託候補者の特定

### (1) 結果の通知

特定した受託候補者及び受託候補者として特定しなかった提案者（以下「非特定者」という。）に対し、結果通知書により結果を通知するものとする。

非特定者は、非特定の理由の詳細について、市長に対し書面により説明を求めることができるものとする。

### (2) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加意向確認書及び企画提案書等の提出期限までに提出しなかった者

イ 「2 業務の概要」に示す見積限度額の上限を超える金額を提示した者

ウ 「3 参加資格要件」の各号のいずれかを満たさなかった者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者

オ プレゼンテーションに参加しなかった者

カ 選考の公平性を害する行為をした者

## 10 受託候補者との契約締結等

(1) 結果通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る契約締結について必要な協議を行うものとする。この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 協議が整った場合には、随意契約の方法により契約を締結するものとする。受託候補者が、特定の日から契約締結の日までの間に、当該プロポーザル方式の参加資格を喪失した場合には、当該受託候補者への特定を取消し、契約締結は行わないものとする。

(3) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、市長は、次点者を新たな受託候補者として協議を行い、契約締結の手続きを行うことができるものとし、以後も同様とする。

## 11 その他の留意事項

(1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、原則として公表しない。ただし、牧之原市情報公開条例（平成17年牧之原市条例第7号）に基づく開示請求があった場合は、参加者が事業を営むうえで、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。

(3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することができる。

(4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。

(5) 契約予定者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。

(6) 提出書類については、返却しない。

(7) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、牧之原市は本業務の審査に関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(8) 共同企業体の場合、本業務の契約手続及び委託料の受領等については、代表者を行うものとする。

(9) 参加者が1者の場合、本プロポーザルを実施する。

## 12 事務局(提出物送付先)

牧之原市役所 企画政策部 地域振興課

〒421-0495 静岡県牧之原市静波447-1 (榛原庁舎4階)

電話：0548-23-0053 FAX：0548-23-0059

E-mail：[kotsu@city.makinohara.lg.jp](mailto:kotsu@city.makinohara.lg.jp)

評価項目、評価基準

		評価項目	配点
組織評価 20点	業務 遂行力	公共交通計画や立地適正化計画等の同種・類似業務の実績があるか	10
		県内に支店や営業所があり、緊密なコミュニケーションが取れる状況にあるか	10
実施体制 評価 20点	業務実施 体制	担当者数や配置、市との役割分担等、適切な業務執行体制が確保されているか	10
		実施フロー、工程表の内容が妥当か	10
提案内容 評価 120点	特定 テーマ①	当市の現状や課題を理解した提案となっているか	20
		関連する計画や上位計画を反映した提案となっているか	20
	特定 テーマ②	シミュレーション調査の実施方法は適切か	20
		モビリティデータ等を的確に活用する提案となっているか	20
	特定 テーマ③	市の将来構想を意識した提案となっているか	20
		将来の交通ネットワーク案は具体的で実現性はあるか	20
合 計			160